

第2次府中市自殺総合対策計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

1 意見の提出期間

令和5年11月22日(水)から令和5年12月21日(木)まで

2 意見の提出者数等

提出者数	件数	意見の提出方法別(人数)				
		オンライン	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
5人	7件	5人	0人	0人	0人	0人

第2次府中市自殺総合対策計画(案)		意見の内容	市の考え
ページ	意見の種類		
35項	相談体制の整備について	不登校児、引きこもりのある児童の親は、普段から自分を犠牲にしすぎたり、家族内調整の困難、働き方改革、子どもを思い通りにすることができない、思い通りにならない日々、中々家を開けられない、将来の不安、経済的な不安等から、以前まで楽しんでた趣味などもできなくなり、自殺念慮、鬱になりやすい傾向があり、支援が必要だと思えます。	「基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実」の「ウ 精神保健(メンタルヘルス)に関する課題を抱えている人への相談支援」の自殺未遂の現状に関する記載について、ご意見を踏まえた内容に変更します
34項	普及啓発について	不登校児、ひきこもりのある児童の親は、変化の難しい日々の葛藤を抱えながらも、親自身がどうやって明るく生きていくか、息抜きをしていけるかが課題です。不登校児が増えているので、マインドフルネスなどの学びを教育指導室の生涯学習出前講座の講師派遣や、その他講演会など学びの提供が、自殺予防としても市としての対策が早急に必要だと思えます。	「ふちゅうカレッジ出前講座」や、その他の講演会等で、ご意見の内容についての対応を検討してまいります。また、自殺予防の学びの場ともなるよう、ゲートキーパー養成講座の充実に向けて検討してまいります。
—	教育委員会との連携について	不登校(30日以上欠席)に陥っている子どもをもつ全家庭に専門職の早期家庭訪問支援が必要です。不登校コーディネーターが、チェックシートを活用して、細やかな支援につなげて欲しい。	不登校対策に関するご要望等につきましては、参考意見として教育委員会に送付いたします。
34項	普及啓発について	対策計画案を読みましたが、「24時間対応可」の連絡先を作って欲しいです。時間帯が限られていると、すぐに対応してもらいたい時に対応してもらえず自殺に繋がると思えます。	24時間対応の相談窓口も含め、自殺に関する様々な相談窓口を、市ホームページや公共施設などに配架しているリーフレットでご案内しています。引き続き、相談窓口の周知に努めてまいります。
35項	支援体制について	自殺者の保護を第一優先とする。逼迫した状況であると想定される為、第三者が共に相談協力体制を作るのは二の次だと思われる。日頃の自殺防止啓蒙やセーフティネットが働けばいいが、そうでない場合の方が多はずである。なので、どのようにして救えるかのシステム作りを考える必要がある。	自殺未遂者への支援につきましては、35ページの「基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実」に記載しております。 本市では、東京都の自殺未遂者支援の取組も踏まえ、自殺未遂者に対し、関係部署の職員の相談能力の向上に取り組むとともに、関係機関と連携して支援に取り組むこととしております。 また、国の取組では、自殺防止に向けたシステム作りに向け、自殺未遂者支援に向けた拠点機能を担う医療機関の整備や医療的な支援体制の充実等などを取組として掲げています。本市としては、今後の国の取組に合わせ対応してまいります。

37項	不登校の子どもへの支援	<p>小、中学校へ行けない児童が全国的に増加しており、府中でもコロナ禍以来、不登校児は増加しています。近隣の小金井市では、不登校児の増加に伴い、不登校児やその親に向けたパンフレットを作成し、子どもや不安や悩みに寄り添い、既存の学校以外の居場所作りを行い、学校に出席せずとも、新たな居場所に出向いても、出席と認めるなど柔軟な施策が実行されています。以下、資料となります。 https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/gakkou-kyouiku/kyouikusoudan/hutoukoushiensasshi.html</p> <p>府中市の不登校の現状やニーズを把握し、未来ある子どもたちが積極的に社会と関われるように、あらゆる居場所やあらゆる教育方法を検討し、導入していただきたく、要望致します。</p> <p>また、現在不登校である子どもたちが笑顔で行けるような既存の先生とは、異なった、柔軟な指導と個人の特性にあった対応のできる職種や人員の配置も、ともにお願いしたく要望します。</p> <p>教師だけでなく、大学生や少し上の高校性、人生経験のある近隣に住む高齢者の方、または専門的な医療職で子どものケアの経験のある方、運動を通じて子どもたちに指導した経験や適正のある方、保育士、助産師、看護師、保健師など、あらゆる人材をご検討ください。</p>	<p>「重点施策1 子ども・若者の自殺対策の推進」の「ア 子どもに向けた支援の推進」において、様々な問題を抱えた児童・生徒の支援について取り組むこととしており、自殺防止対策として心のケアや支援が必要な児童・生徒に対しては、同取組の中で対応してまいります。また、不登校対策に関するご要望等につきましては、参考意見として教育委員会に送付いたします。</p>
32項、33項、38項	支援体制について	<p>私には20歳代の息子がいます。小学生のときから学校で周囲になじめず、いじめにより大変つらい思いをしてきました。若者がなぜ自殺するのか、それは周囲に頼る人がいなく、将来に対する悲観的な思考に支配されるからです。</p> <p>小中学校による支援は十分でなく、けやき教室、若者支援の社会福祉法人などの手助けを借り、自分の力で通信制の高校を卒業しました。親と連絡を取り合い、一元的に支援できる体制を整えていただきたいと思います。自立支援、就労移行支援、就労定着支援など、それぞれ枠組みはありますが、その人に合った支援体制を構築する必要があると考えます。</p>	<p>「重点施策1 子ども・若者の自殺対策の推進」の「イ 若者に向けた支援の推進」において、ライフステージに応じて様々な課題に直面することが想定される若者に対しては、同取組の中で対応してまいります。また、青少年の抱える悩みへの対応や様々な相談先の紹介、障害福祉サービス利用との一元的な体制については、「基本施策1 地域におけるネットワークの強化」において庁内及び関係機関の横断的な相談体制を構築し、「基本施策2 自殺対策を支える人材の育成」において様々な職種及び市民を対象としたゲートキーパー養成講座により自殺に係る相談対応の向上を図り、効果的な支援ができるよう務めます。</p>